

# 柔軟な電気計量の在り方について

2019年10月2日  
事務局説明資料

## 1. 柔軟な電気計量の在り方に関する論点について

新たな電気計量制度を検討するにあたっては、「次世代技術を活用した新たな電力プラットフォームの在り方研究会」の論点を踏まえ、以下の観点から議論を行う。

1. 適正な計量値による取引が行われること
  - 新たな電気取引であっても、計量を正確に行うことにより、計量結果に不信をもたれないようにすることが重要なため、そのための要件について議論を行う。
  - 取引に不信が生まれれば、柔軟な電気計量による取引は普及しない。
2. 需要家保護を担保すること
  - 需要家保護の観点から、計量機器に必要最低限の基準を設けることに加え、取引の当事者間の合意時に、計量の正確性に関する説明責任を求めることについて議論を行う。
3. 不正を防ぐこと
  - 取引は長期間にわたるため、機器の性能の保証、使用中の不正防止など、安心して取引を行うために必要な要件について議論を行う。

柔軟な電気計量の在り方において、計量の正確性を確保し、適正な取引が行われるために必要な要件と考えられるものを以下のとおり整理し、これらに係る論点 1 ～ 3 に基づいた議論を行う。

また、このほかにも必要な要件がないか。

- (1) 基準が統一されていること  
→ 論点 1 参照
- (2) 計量性能が要求水準を満たしていること  
→ 論点 2 参照
- (3) 計量性能や計量結果が容易に改ざんされないよう措置がとられていること  
→ 論点 3 (1) 参照
- (4) 必要に応じて計量値を確認できること  
→ 論点 3 (3) 参照
- (5) 取引に必要な計量値がデータとして保存されていること  
→ 論点 3 (3) 参照

3

(論点 1) 基準が統一されている必要はあるか。

取引の当事者間において合意するためには、計量機器で表示される電力量について、これが正しい表示であることを証明することが必要ではないか。

- ✓ 計量される電力量について、この基準（モノサシ）が正しいものであることを証明するために、国家計量標準とのトレーサビリティや計量機器の性能を評価する方法について、具体的にどのように要件を設定することが考えられるか。

4

(論点2) 計量性能について、すべての計量機器に統一の要求水準を設定する必要はあるか。新たな電気取引では、取引形態や計量機器によって、要求される公差等の水準が異なるのではないか。

- ✓ 取引形態や規模等により、取引の当事者が計量機器に求める性能や機能が異なることが想定されるため、取引の当事者間で合意があれば、計量機器への性能等の規制は必要ないのではないか。
- ✓ 一方、取引の当事者間で合意がある場合でも、目安として、取引形態等に応じた最低限の基準を定めておく必要があるのではないか。
- ✓ いずれの場合にあっても、取引の当事者間で合意を得る際には、計量性能について、取引に及ぶ影響等を説明する責任を課すことにより、需要家が著しく不利益を被ることを防ぐことができるのではないか。

5

(論点3) 安心して取引を行うために必要な要件は何か。

(1) セキュリティ、改ざん対策

計量性能や計量結果が容易に改ざんされないような手段で担保するか。

- ✓ 使用環境や計量機器、需要家間の取引など取引の対象に応じて、対策が必要な水準や手段を柔軟に設定することが必要ではないか。

(2) 保証期間

機器を長期間使用することが想定されるが、計量性能に著しい劣化がないことをどのような手段で担保するか。

- ✓ 使用環境に合わせて計量機器の保証期間を柔軟に設定すべきではないか。
- ✓ 機器の保証期間の終了後については、要求される性能を満たしているかどうかを確認する必要があるのではないか。
- ✓ 確認方法については、計量機器の取替、定期点検による確認、計量データの常時監視など、機器に応じて柔軟に設定してはどうか。

(3) 計量値の表示、データの保存

表示装置が計量機器本体にない場合、どのように計量値を確認するか。

- ✓ 計量値はいつでも容易に確認できることが必要ではないか。
- ✓ 30分値などで取引が行われる場合、精算に必要な期間中、計量値を確認できればよいか。また、それについては取引に応じて契約内容が柔軟に設定されるべきではないか。

以上の要件は、取引の当事者間で合意することを前提に、手段・方法、影響、苦情処理等について説明責任を課すことで取引の安全性を確保できないか。

6